



2018年5月25日

各 位

会社名 藤倉ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 健 司
(コード番号 5121 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 植松 克 夫
(TEL. 03 - 3527 - 8111)

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、商号の変更および定款の一部変更について2018年6月28日開催の第139回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

昨年始動した「第5次中期経営計画」の経営ビジョン「私たちは卓越した複合化技術で豊かな暮らしをささえるグローバルカンパニーを目指します」、また経営戦略の一つ「世界のコンポジット技術を「きわめる」」を推進し、今後もゴムと布、金属および樹脂等の複合化製品を中心とし、これからもお客様のニーズにお応えして、次の時代も更に大きく展開し続けていくことを目標に、商号変更を実施するものであります。

(2) 新商号

藤倉コンポジット株式会社 (英文: FUJIKURA COMPOSITES Inc.)

(3) 変更予定日

2019年4月1日

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

① 第1条(商号)の変更

上記「1. 商号の変更について」に記載のとおりであります。

② 第2条(目的)の変更

当社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)に事業内容を追加および字句の一部訂正を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>藤倉ゴム工業株式会社</u>(英文では <u>Fujikura Rubber Ltd.</u>) と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) ゴム製品の製造ならびに販売。</u></p> <p><u>(2) ゴム製品と同一の用途を有する製品ならびに合成樹脂製品の製造ならびに販売。</u></p> <p><u>(3) 電気絶縁用材料品の製造ならびに販売。</u></p> <p><u>(4) 前各号に付帯する一切の事業。</u></p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>藤倉コンポジット株式会社</u>(英文では <u>FUJIKURA COMPOSITES Inc.</u>) と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 次の各種製品の開発、設計、製造、加工、販売および輸出入</u></p> <p><u>(ア) 自動車、電車その他の輸送用機器、家庭用電化製品、住宅設備、エレクトロニクス機器、産業用機器、情報通信機器、電力設備機器、音響機器、印刷機器、検査機器用ゴム製品および同一用途を有する合成樹脂製品およびその他化学製品</u></p> <p><u>(イ) 液晶・半導体製造装置、医療機器、産業機械用空圧機器および同一用途を有する製品</u></p> <p><u>(ウ) 船舶・航空機用膨脹式救命いかだ、高架式乗り込み装置、災害用救命装置および同一用途を有する製品</u></p> <p><u>(エ) ゴルフ、山岳競技用等スポーツ用品</u></p> <p><u>(オ) 医療用品</u></p> <p><u>(カ) 空気電池</u></p> <p><u>(キ) 精密金型</u></p> <p><u>(ク) 登山、山歩き用等レジャー用品</u></p> <p><u>(ケ) スポーツ用およびレジャー用衣料品</u></p> <p><u>(コ) 医薬品、医薬部外品</u></p> <p><u>(サ) 福祉介護用品</u></p> <p><u>(2) 不動産の売買、貸借、仲介および管理</u></p> <p><u>(3) 倉庫業、自動車運送事業、貨物運送取扱事業</u></p>

<p>第3条～第38条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>(4) <u>工業所有権・著作権等の知的財産権の取得、譲渡および貸与</u></p> <p>(5) <u>鑑賞用植物、野菜、果実等の栽培および販売</u></p> <p>(6) <u>発電事業およびその運営管理</u></p> <p>(7) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第38条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条の変更は、2019年4月1日をもって効力を生じる。なお、本附則は第1条の効力発生後、自動的に削除される。</u></p>
-----------------------------------	--

- (3) 定款変更の効力発生日
2018年6月28日（予定）
（第1条の効力発生日は、2019年4月1日（予定））

以上